## ○総務省令第五十八号

電 波 法 昭 和 二十五年 法律第百三十一号)第二十八条及び第三十八条の規定に基づき、 無線設備規則 0

部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

無線設備規則の一部を改正する省令

無線 心設備! 規則 (昭和二十五年電波監理 委員会規則第十八号) の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第二節  $\mathcal{O}$ + G 七 W 電 波 七 GHz Hを超え一二・二H以下の C  $\mathcal{O}$ 周 波 数  $\mathcal{O}$ 電 波 を使 用 する標準 テレ

ピ

ジ 日 ン 放送、 高 精細度テ レ ビジ 日 ン放送、 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局 及び 当 該 衛 星 基

幹放送局と通信を行う地球局の無線設備 (第三十七条の二十七の十五 第三十七条の二十七の十七)」 を

第二節の十 G 七Hを超え一二・二H以下の周 z 波数の電波を使用 する標準 テレ ビジ ヨン 放送、 高 精 細 度

テレ ビジ ョン放送、 超高 精細度テレビジョン放送、 超短波放送又はデー タ放送を行う衛星基幹放送局 及び 当

該 衛星基幹放送局と通信を行う地球 局 の無線設備 (第三十七条の二十七の十五 第三十七条の二十七の十七

に、 第二節の十一 G 七 W電波一二・二Hを超え一二・七五H以下の周: z 波数  $\widehat{\mathcal{O}}$ 電波を使用する標準テ

レビジョン放送、 高精細度テレビジョン放送、 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛

星基幹放送局と通信を行う地球 高 の無線設備 (第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十)」

を 「第二節 の 十 一 一二・二Hを超え一二・七五 GHz 以 下  $\mathcal{O}$ 周 波 数の 電 波を使用する標準テレ ビジョ ン放送、

超高精細度テレビジョン放送、

超短波放送又はデー

タ放送を行う衛星基幹放送

局 及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備 (第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十

七の二十)」に改める。

高

精細度テレビジョン放送、

第四 章第二節  $\mathcal{O}$ 十の 節 名を次のように改める。

第二節の十 ・ 一一・七Hを超え一二・二H以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、 z 高

精細度テレビジョン放送、 超高精細度テレビジョン放送、 超短波放送又はデータ放送を

行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地 球 启  $\mathcal{O}$ 無線 設備

第三十七条の二十七の十五中「G七W電波」 を削り、 「高精細度テレビジョン放送」 の 下 に 超高: 精 細

度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十六に次の一項を加える。

6 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設

備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第三十七条の二十七 の十七  $\mathcal{O}$ 見出しを (電波の 偏波) 」 に改め、 同条中 「右旋 円 偏波 電 波  $\mathcal{O}$ 伝 搬 の方

向に 向 か つて電界ベクト ルが時間とともに時計回 'ŋ Ó 方向に <u>,</u> 回 転する円偏波をいう。 以下同じ。 を 円

偏波」に改める。

第四章第二節の十一の節名を次のように改める。

第二節の十一 、 一二・二Hを超え一二・十 G 七五H以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送 z

高精 細度テレビジョン放送、 超高 精細度テレ ビビジ ョン放送、 超短波放送又はデー タ

放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局 の無線設 備

第三十七条の二十七 の十八中「G七W電波」 を削り、 「高精細度テレビジョン放送」 の 下 に 超高 精 細

度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十九に次の一項を加える。

6 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設

備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第四十条の四第四項第三号ロ 中 「右旋円偏波」 の 下 に 「(電波の伝搬の方向に向 かつて電界ベクトルが時

間とともに時 計 口 ŋ の方: 向 に 口 転 す る円偏波をいう。 以下同じ。 を加える。

別表第一号注49中「4(1)」を「10」に改める。

別表第二号第1の表中

 $\bigcirc$  $\Box$ 9  $\infty$  $\bigvee$ Ħ 15 9 HM  $^{\sim}$ I Z N 越上 払 H 、基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備 基幹放送局の無線設 龕

を

 $\bigcup$ 7 W 34. 5MH z 11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使  $_{\mathrm{H}}$  z 送局又は高 用する衛星基幹放送局及び12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する 度広帯域衛星基幹放送局の無線設備 広帯域衛星基幹放 を超え12.75G に改め、

以め、同表G7Wの項

D 8 E  $15 \, \mathrm{k} \, \mathrm{Hz}$ 地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備

中「掛びに」を「及び」に改める。

別図第四号の八の七の表中

<i>0</i> 君	<b>‡</b>
卅	土
葅	查
方	線
T,	数
1本おき	52
順次	525本
順次	750本
1本おき	1125
順次	<del> </del> <del> </del> <del> </del>
 _	

を

# 有効走査線数 查 力 共 1本おき 480本 悥 欻 焉 720本 欻 1本なさ 1080本 赋 欽

に改め、同図に次の注を加

える。

注 この表において「有効走査線数」とは施行規則第2条第1項第28号の3に規定する有効走査線数をい

ر ه

別図第四号の八の八の二中「-57.4d B/10k Hz」を「- $(73.4+10\log (0.025 \times n/13)) dB/10$ 

k H z 」に改め、 同図注3中「第22条の5第2項」を「第28条第2項」に改める。

別図第四号の八の八の三注2中「第22条の12第1頃」を「第35条第1頃」に改める。

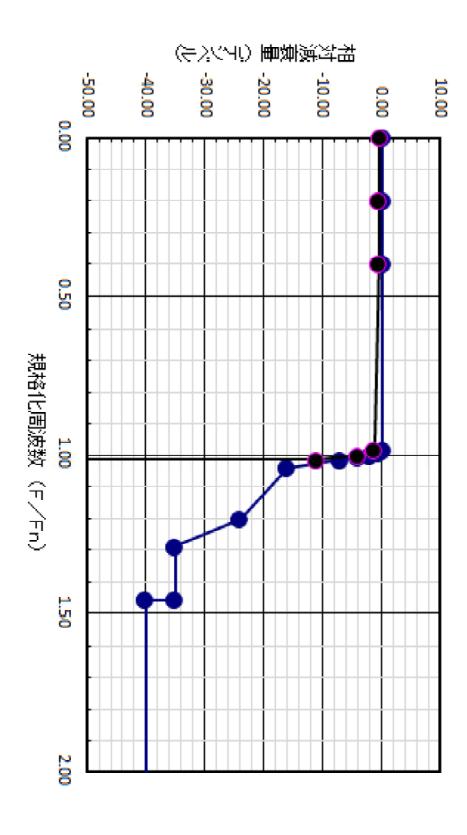
**忌図策四号の八の十一中「第37条の27の16第4項及び第37条の27の19第4項」や「第37条の27の16第4項** 

第1号及び第37条の27の19第4項第1号」に改める。

別図第四号の八の十二中「第37条の27の16第5項」を「第37条の27の16第5項第1号」に改める。

別図第四号の八の十六を次のように改める。

別図第四号の八の十六 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の16第4項第2号及び第37条の 27の19第4項第3号関係)



注 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。

上限	-4.00	1.008
	-4.00	1.000
	-2.00	1.000
	-0.50	0.992
	-1.20	0.985
	+0.15	0.985
	-0.40	0.400
	+0.25	0.400
	-0.40	0.200
	+0.25	0.200
	-0.25	0.000
	+0.25	0.000
規定の種類	相対減衰量(デシベル)	規格化周波数(F/Fn)

1.459 1. 202 1.040 1.015 1.015 1.459 1. 288 -40.00-35.00-24.00-16.00-11.00-35.00-7.00上環 上環 上照 上環 上照 下照 上照

別図第四号の八の十七中「Fn=16.29705 [MHz] 」を「Fn=16.87805 [MHz] 」に改める。

## 附則

この省令は、公布の日から施行する。